

令和 7 年度

大牟田・荒尾清掃施設組合人事行政の
運営等の状況の公表について

令和 7 年10月
大牟田・荒尾清掃施設組合

大牟田・荒尾清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表について

大牟田・荒尾清掃施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年条例第３号）第３条の規定に基づき、大牟田・荒尾清掃施設組合の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

I 職員の任免及び職員数に関する状況

職員数の状況

本組合の職員は、大牟田市・荒尾市両市からの派遣職員、兼務職員及び再任用職員です。

（各年４月１日現在 単位：人）

令和 6 年						令和 7 年						対前年 増減数
所属 職種	兼務職員		派遣職員		合 計	所属 職種	兼務職員		派遣職員		合 計	
	大牟田市	荒尾市	大牟田市	荒尾市			大牟田市	荒尾市	大牟田市	荒尾市		
事務局長	1				1	事務局長	1				1	0
副事務局長		1			1	副事務局長		1			1	0
会計管理者	1				1	会計管理者	1				1	0
事務局次長	1	1	2		4	事務局次長	1	1	2		4	0
主査	1		2	1	4	主査	1		2	1	4	0
指導主任			1		1	指導主任					0	-1
事務担当	2	1	1	2	6	事務担当	2	1	2	3	8	2
運転管理担当			1		1	運転管理担当			2		2	1
契約担当	2				2	契約担当	2				2	0
会計担当	2				2	会計担当	2				2	0
監査担当		1			1	監査担当		1			1	0
合 計	10	4	7	3	24	合 計	10	4	8	4	26	2

（注１）職員数は、会計年度任用職員を除きます。

II 職員の人事評価の状況

派遣元である大牟田市又は荒尾市において人事評価を行っています。

Ⅲ 職員の給与の状況

1 特別職の職員の報酬

(令和7年3月31日現在)

職 名		報 酬 の 額
管 理 者		年額 66,000円
副 管 理 者		年額 59,000円
議 会	議 長	年額 59,000円
	副 議 長	年額 56,000円
	議 員	年額 53,000円
監査委員	議会の議員から選任された者	日額 9,000円
	識見を有する者のうちから選任された者	日額 14,000円

2 一般職の職員の給与

(1)派遣職員

令和6年度人件費相当負担金額(大牟田・荒尾清掃施設組合一般決算)

大牟田市	60,146,585 円
荒尾市	19,795,074 円
合 計	79,941,659 円

令和7年度人件費相当負担金額(大牟田・荒尾清掃施設組合一般予算)

大牟田市	60,933,000 円
荒尾市	23,867,000 円
合 計	84,800,000 円

※派遣職員の給与は、職員の派遣元である大牟田市又は荒尾市において支給しており、清掃施設組合は、人件費相当額を両市に負担金として支出しております。

(2)兼務職員

兼務職員については、大牟田市・荒尾市の人件費(普通会計決算・普通会計予算)に含まれます。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等 (令和7年3月31日現在)

① 1週間当たりの勤務時間	38時間45分
② 1日の勤務時間	7時間45分
③ 勤務時間の割振り	
始業	8時30分
終業	17時15分
休憩時間	12時～13時

(2) 週休日及び休日

週休日とは、原則として日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

※祝日法による休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日です。

(3) 休暇

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間があります。

特別休暇とは、特定の事由に基づいて認められるもので、選挙権の行使、結婚、出産等に伴う休暇です。

(4) 育児休業等

職員は、小学校就学の始期に達するまでの子(育児休業については3歳に達する日までの子)を養育する場合に、管理者の承認を得て休業又は1日の勤務時間の一部について勤務しないことができます。

V 職員の休業に関する状況

令和6年度中に育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を取得した職員はありません。

VI 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して行う処分のことです。

令和6年度における分限処分者はありません。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に、管理者がその職員の責任を追及して行う処分をいいます。

令和6年度における懲戒処分はありません。

VII 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。

また、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業等の従事制限等の遵守が求められています。

VIII 職員の退職管理の状況

派遣元である大牟田市又は荒尾市において退職管理を行っています。

IX 職員の研修の状況

令和6年度における職員の研修の実施状況は、以下のとおりです。（令和7年3月31日現在）

研修名	受講者数
① 防火管理者（甲種）新規講習	1
② 廃棄物行政に関する研修	1
③ 自治体職員のための違法な廃棄物回収業者対策セミナー	1
※その他構成両市で行う研修は上記に含まれていません。	

X 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 職員の安全衛生管理

職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生活動の推進に努めています。

イ 職員の健康管理

派遣元である大牟田市又は荒尾市において定期健康診断を行っています。

ウ 職員の福利厚生

派遣元である大牟田市又は荒尾市の福利厚生制度に加入しています。

エ 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づく、職員の公務災害及び通勤災害の令和6年度の認定件数はありません。